

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。	(講じた措置)	適否		
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障がい者を誘導できる場合等は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所については、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合には、1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	

3 階 段 (教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ80cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
4 昇 降 機 (エレベーター)				
(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置		(設置数)	基 適否	
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、ロ及びニからワまでに定める構造)	主な廊下等に近接して設置	(位置)	適否	
	イ かごの幅140cm以上	(有効寸法) cm	適否	
	ロ かごの奥行き135cm以上	(有効寸法) cm	適否	
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状	(講じた措置)	適否	
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員80cm以上	(有効寸法) cm	適否	
	チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	(高さ) cm	適否	
	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障がい者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)	(表示方法)	適否	
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ル かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	(形状) (下端の高さ) cm	適否	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	